

21世紀は、 エステティックの時代

エステ業界の最新ニュース・情報は、
エステティック・ジャーナルで

エステティック THE JAPAN ESTHETIQUE JOURNAL ジャーナル

第141回国会・衆議院厚生委員会で審議された「美容電気脱毛」 当時の小泉厚生大臣と小野生活衛生局長が答弁した提言に従い エステ業界がこれまでの取り組みと実績を厚生労働省に報告!!

統一試験の合格登録者数5563名や営業適正化推進等について
厚生労働省は「エステティックには業法がないので業界自
ら自主基準を作成し遵守することが重要である。業界が自
主的に消費者の安全を確保することに努め、業の健全な育
成のために努力していただきたい」と要請

平成十九年十一月二十六日に開催された
第百四十一回国会・衆議院厚生委員会で、
エステティックサロンでこなわれている
「美容電気脱毛」が審議された。
これは、民主党の中桐伸五衆議院議員
が、エステティックや美容電気脱毛の問題
を取り上げ、厚生労働省の見解を求め
たものだが、その時、当時の厚生大臣で
あった小泉純一郎衆議院議員と小野昭雄
厚生省生活衛生局長は、次のような内容の答
弁をおこなった。

●昭和五十九年に厚生省医事課が出した
医療行為という見解は、医学等の進歩に
より変わり得るもの。現在の電気脱毛器
は、昭和五十九年当時の電気脱毛器より
格段に進歩している。そういう性能の向
上があるので、可罰的違法性がないと認
められるケースがある。

●昭和五十九年以降、医師法違反容疑で
摘発した四つの事例はいずれも起訴され
ていない。そういった状況を踏まえ、
現在では一律に取り締まりの対象とする
ことは難しい。

●エステティックの電気脱毛は業界の自
主的な取り組みによって技術水準の向上
と営業の適切、妥当が図られることが望
ましい。

●エステティック業界が、その技術的レ
ベルを向上させるという自主的な取り組
みをさらに積極的に進めるということに
意味があるものと考えている。
これらの答弁は、これまで同じ厚生省
の医事課課長が出していた電気脱毛は

「医師法違反」という見解を超え、新し
い希望をエステティック業界にもたらす
ものであった。

そこで、エステティック業界では、こ
の国会答弁による提言を真摯に受け止
め、「美容電気脱毛」の自主的な取り組
みをさらに推進するとともに、長年にわ
たって粘り強く実績を積み上げてきた。
今回、その成果を初めて厚生労働省に正
式に報告をおこなった。それは、エステ
ティック業界のこれまでの取り組みが、
報告できるだけの実績に達したという判
断であり、これからさらに継続していく
という姿勢を表したものである。

平成十九年一月二十六日、日本エステ
ティック連合の奥野貴司議長は、これま
で業界が美容電気脱毛技術の向上を目指
して行ってきた自主的な取り組みと実績
について、厚生労働省生活衛生課に報告
した。報告書の概要は次の通り。

脱毛は長年エステティック業として行
なわれており、一九九七年十一月第百四
十一回国会・衆議院厚生委員会において
示された厚生省(当時)の見解・提言に
も後押しされ、業界は自主的に美容電気
脱毛技術水準の向上、営業の適正化に努
めてきた。

美容電気脱毛技術水準の向上について
一九九九年十月より「美容電気脱毛技
能検定試験」をスタートした。試験は筆
記と実技試験。三級、二級、一級の三つ
のレベルの試験を実施しており、三級は
初級レベルで筆記試験のみ実施。八年目

第328号企画特集

美容電気脱毛で
厚生労働省に報告
(1面)
(2面)
(3面)

を迎えた二〇〇六年十一月現在では、合
格者は、五五六三名にのぼっている。
現在、アメリカにおいては、三十二州
(正確には三十一州とコロンビア特別区)
において州の資格制度(免許制度)が確
立されている。また、TOEFLやTO
EICを実施しているETSが行なっ
ている全米共通の認定資格であるCPE
(Certified Professional
Electrologist)がある。日本における美容電気脱
毛技能検定は、これらの公的および公的
に準ずる資格制度を参考に策定し、水準
もこれらに合わせて設定しているの
で、日本の美容電気脱毛の技術水準はアメ
リカと同レベルにあるといえる。
二〇〇八年四月からは、同検定試験
(筆記および実技試験)を「脱毛エステ
ティシャン認定試験」と改め、カリキュ
ラムを統一し、継続教育を条件とした更
新制度を導入する予定である。
(2面、3面に続く)

